

令和5年2月1日

戸田市長 菅原 文仁

「教育総合データベース構築事業」 公募型プロポーザル方式業者選定説明書

下記事業の業者選定を公募型プロポーザル方式により実施するので、このプロポーザル方式業者選定（以下「選定」という。）に参加する意向がある場合は、下記により必要書類を作成し、提出すること。

なお、本選定は、「内閣府の実証事業（こどもデータ連携実証事業）」に本市が応募するにあたり、連携事業者を選定するために実施するものであり、選定への参加に当たっては、「13 連携事業候補者の決定後の手続き」の箇所をはじめ、必ず関係資料を確認し、内容を熟知の上、行うこと。

また、選定の参加に必要な書類については、この説明書の末尾に記載してある本市ホームページから所定の様式を取得すること。

記

1 契約の名称、履行期限等

- (1) 名 称 教育総合データベース構築事業
- (2) 場 所 戸田市が指定する場所
- (3) 履 行 期 間 協定書の締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 経費の規模 本事業の遂行及び成果の取りまとめに必要な経費（それぞれ消費税10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）を、対象とし、経費の規模は、2（3）に記載する「システム構築」及び「データ分析等」併せて5千万円程度とする。なお、経費の規模については、本市の提案内容を内閣府が確認する過程等で、内閣府との調整により、経費の修正等が行われる可能性がある。

2 事業内容

(1) 目的

こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増す一方、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいことから、プッシュ型支援の重要性が指摘されている。

そこで、戸田市において、こどもや家庭に関する教育・保育・福祉・医療等のデータを、分野を越えて連携させることを通じて、情報を分析し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげる。

(2) 概要

上記（1）を踏まえ、本市においては、以下の3点をモデルプランとして想定しており、本プランを実現するために必要な機能を備えた教育総合データベースを構築し、支援が必要な者に対し、プッシュ型支援を実施するため、内閣府の実証事業（こどもデータ連携実証事業）に参加する。

ア 不登校等に係る子供のSOSの早期発見

不登校やいじめ等の課題を抱える子供たちは、そうした課題が顕在化する前から困難を感じ、何らかのSOSの兆候を発出している可能性あるのではないかと想定のもと、本事業を通じて構築する「教育総合データベース」へ関連データを集約・連携して分析することにより、そうした課題に関連して子供たちが発するSOSとしてどのようなものがあるのか、またそのSOSがどの程度深刻化する可能性があるものなのか等を

発見し、それに基づき、一人ひとりのニーズに応じた学校等における個別の支援につなげる。

イ 貧困・虐待等の困難を有する子供への支援

貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援については、主に教育委員会とは別の部局（戸田市においては「こども健やか部」）が実施している。教育委員会が保有するデータを活用することにより、より支援の優先度が高い児童生徒の発見や児童生徒のニーズに応じた支援につなげることができるのではないかとの考えの下、上記アのSOSの兆候のうち、特に家庭に関する要因を関係部局に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげる。

ウ 学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック

学力等に影響を及ぼす要因としては、学習者、家庭、学校、教師、指導に関する要因など多岐にわたっており、学力等の静的な一地点でのデータのみをもとに学校の成果・課題を評価することは適切ではないということを踏まえ、困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には共通の特徴があるのではないかという想定の下、そうした傾向を分析することにより、学校全体や学年、クラス単位での強みや弱みを理解可能な「学校カルテ」として「教育総合データベース」上で表示できるようにし、継続的な改善のための学校へのフィードバックに活用する。

(3) 成果物

以下の2点を成果物として設定する。各仕様書はそれぞれ別添のとおり。

ア 上記(1)の目的の下、(2)を実現するために必要な機能な備えた教育総合データベースを構築すること。（以下「システム構築」という。）

イ 上記(1)の目的の下、(2)を実現するために必要なデータ分析を実施し、一定程度の精度をもった予測モデルやアルゴリズムを構築すること、及びその根拠となる仮説検証を行うこと。（以下「データ分析等」という。）

3 参加表明書の提出方法及び参加資格要件

(1) 参加表明書の提出

本選定への参加を希望する場合は、(2) 参加資格を確認し、(3) 提出物のとおり関係書類を提出すること。

期 間 公告日から

令和5年2月13日（月） 午後5時まで

場 所 戸田市教育委員会 教育政策室 教育政策担当 吉村・宇津木

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

方 法 郵送又は持参

※所定の様式にて期間内必着

※「参加表明書（様式1）」は「15 事業を所管する課」に記載するメールアドレス宛てにメール提出でも可

(2) 参加資格

「システム構築」又は「データ分析等」のいずれか又は双方の選定に参加することを表明した上で、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、本選定に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 本選定の公告日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この公募型プロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、本市から戸田市の契約に係る入札参加停止措置等を受けている期間がある者でないこと。

ウ 市町村税に係る徴収金を滞納していない者であること。

エ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開

始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

ク 共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが3（2）ア～キをすべて満たし、本選定への単独または他の提案者との共同提案を行っていないこと。また、参加辞退期限後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められない。なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、協定等の締結までの間に、戸田市の契約に係る入札参加停止措置等に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、本市の連携事業者等としないことがある。

コ 「10 事業説明会の実施」に記載してある説明会に参加していること。

（3）提出物

ア 「参加表明書（様式1）」

イ 登記事項証明書

※ 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

ウ 市町村税を滞納していないことの証明書

※ 戸田市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、戸田市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近1年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

※ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書で、未納がないことが証明されているものを提出すること。

（4）留意事項

ア 同一の事業者が、「システム構築」及び「データ分析等」業務の双方に参加することも可能とする。ただし、提案に係る選考、評価、結果通知はそれぞれ別々に行う。

イ 同一の事業者が、「システム構築」及び「データ分析等」業務の双方に参加する場合は、（3）アからエの提出物については、まとめて1セット分でよいこととする。

ウ 参加にあたっては、「15 関連資料及びそのリンク」の掲載している本事業に係る各資料を熟読の上、参加すること。

エ 本市にて（3）の提出物を審査した結果、（2）の参加資格要件を満たさなかった参加者については、別途メール（「10 事業説明会の実施」の参加申込時に登録したメールアドレス宛て）にて、要件を満たさなかった旨を通知することとする。要件を満たさなかった者は、以後本選定に参加できないものとする。なお、要件を満たした参加者については、特段の通知は行わない。

オ 参加表明書を提出した者のうち、やむを得ない事情によりプレゼンテーション及び提案書類の審査を辞退する場合は、令和5年2月17日（金）正午までに「プレゼンテーション審査辞退届（様式3）」を提出すること。

4 提案書及び経費見積書の提出方法等

- (1) 期 間 令和5年2月13日(月) 午後5時から
令和5年2月24日(金) 午後5時まで
- (2) 方 法 電子メール ※所定の様式にて期間内必着
- (3) 提出書類(電子データ) PDF形式
 - ア 企画提案書
 - イ 経費見積書(及び積算内訳書)
- (4) 提出部数
正本(1部)及び副本(1部)を提出すること。
- (5) 作成要領
 - ア 後述のプレゼンテーションに用いるため、資料はA4横とし、横書き、合計20枚以内(表紙、目次、企業概要を含まない)で作成すること。(様式は自由)
※ 可能な限りMicrosoft Power Point(pptxファイル)等の分かりやすい資料で作成すること。(提出の際は、PDF形式に変換して提出)
 - イ 別に定める「審査基準」に即し、提案資料を作成すること。
 - ウ 正本は、表紙に、表題「教育総合データベース構築事業に係る企画提案書」、提出年月日、提案者名(企業名)及び担当窓口(担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス)を記載し提出すること。
 - エ 副本は、表紙に、表題「教育総合データベース構築事業に係る企画提案書」と本市が指示する提案者の記号(例:A社)、提出年月日のみを記載し提出することとし、提案者名がわかる記述や企業のロゴ等は一切しないこと。なお、本市が指示する提案者の記号については、参加表明書の提出期限後に本市から別途連絡する。
 - オ 参加する事業者の企業概要(本社所在地、企業の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本事業を担当する支社(支店)名等)を記載すること。なお、共同事業体で参加する場合は、それぞれの事業者について記載すること。
 - カ 提出された企画提案書のデータは返却しない。
 - キ 企画提案書の提出後の内容変更は一切認めない。
 - ク 提案内容は、専門的な知識・経験を有しない職員にも理解できるものとし、図や表などを適宜使用するなど、分かりやすく明確な提案書を作成すること。
 - ケ 経費見積書の様式は不問。ただし、経費、積算の内訳を記載することとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費に100分の10に相当する金額を加算した金額を算出し、見積書に記載すること。

5 評価方法及び基準等

- (1) 連携事業候補者の選定
「3(2)参加資格」を満たす者のうち、提案書類及びそれに基づくプレゼンテーションにもとづき、選定委員会において審査し、選定委員会の評価点数が最低基準以上且つ最も高い優れた事業運営能力を有すると認められる者を最優秀提案者(連携事業の候補者)として選定する。
なお、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、経費見積価格が最も低い者を連携事業の候補者として決定する。
また、上記の場合において、経費見積価格も同額の場合は、「教育総合データベース構築に係るプロポーザル方式業者選定委員会要綱」で定める委員長が決定する。
- (2) 審査基準及び内容

ア 別添のとおり

イ 審査については、「システム構築」部門において100点満点、「データ分析等」部門において、100点満点とし、それぞれ評価、選考を行う。

(3) 最低基準

提案書の評価に当たっては、本事業の遂行に必要となる最低限の基準(以下「最低基準」という。)を次のとおり設定する。

評価基準に基づく提案書の審査の結果、最低基準を満たさない提案書については、失格とする。また、すべての提案書が最低基準を満たさない場合は、連携事業の候補者なしとして選定を不成立とする。

「システム構築」、「データ分析等」ともに、次のとおり設定する。

評価を行う各委員の合計点が満点の3分の1以上であり、且つ各項目(「事業への理解度」、「事業計画」、「業務遂行能力」、「価格」及び「提案能力」)のそれぞれにおいて、配点の3分の1以上であること。

6 プレゼンテーション及び提案書類の審査

(1) 開催日時

令和5年2月27日(月)～同年3月2日(木)までの期間のうち、本市が指定する時間

(2) 開催場所及び方法

オンライン (Zoom)

(3) 説明時間

各提案者30分程度 (プレゼンテーション20分厳守、質疑応答10分程度)

(4) 資料

本説明書で定めた提出資料のみで説明し、そのほかの資料は使用しないこと。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること。当日プレゼンテーションの場における追加資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を行うことは認められない。

イ プレゼンテーションに参加しない者については、候補者に選定しないものとする。

ウ プレゼンテーションに参加できる者は、最大3名までとする。なお、共同事業者による共同提案の場合は、1者あたり3名までとする。

エ 提案参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを視聴又は傍聴することは認められないものとする。

オ 指定した時間に遅れた場合は、評価対象にしないものとする。

カ 本市の指示により実施しない提案内容を除き、提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象となる。事業者の責により提出された提案書の内容を満たすことができなかった場合は、再度履行又は補修するものとする。再度履行又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、連携事業者としての関係を解消する場合がある。

キ 当該事業開始前に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、その提案書等を提出した者は失格とする。

ク プレゼンテーション審査に係るZoomミーティングのミーティングID及びパスワードについては、参加資格要件を満たした事業者に対し、事務局より別途送付するものとする。

ケ 審査は、「システム構築」、「データ分析等」それぞれ別々に行うものとする。

9 結果通知及び評価状況の情報提供

(1) 選定結果の通知

審査結果については、「システム構築」、「データ分析等」それぞれ別々に、令和5年3月初旬に電子メールにて通知する。

(2) 評価状況の情報提供

結果通知日の翌日から7日以内(閉庁日を除く)を期限とし、規格提案書の提出者から自らが特定されなかった理由に関する情報提供について文書による依頼があった場合は、依頼

のあった日から起算して7日以内(閉庁日を除く)に当該提出者の評価状況を情報提供する。
なお、提案書が失格、無効等になり、評価点の公表対象とならなかった者には情報提供は行
わないものとする。

10 事業説明会の実施

- (1) 対象者
本選定に参加を検討している者
- (2) 開催日時
令和5年2月6日(月)午前11時から午後0時まで
- (3) 開催方法
オンライン(Zoomウェビナー)
- (4) 費用
本説明会の参加に要する経費等は参加者の負担とする。
- (5) 参加申し込み方法
令和5年2月3日(金)午後3時までに、以下のURLから、本選定に参加を検討している者の代表者一名が申し込むこと。
開催日までに申込時に登録したメールアドレス宛に、ミーティングID及びパスワードを送付する。
<https://forms.gle/ikGqYBadhVjShtZv7>
- (6) 留意事項
本選定に参加するためには、本説明会に必ず参加するものとする。
ただし、やむを得ない事情により、参加できない場合は、説明会の録画映像を視聴することとする。録画映像に関するyoutubeのURLについては、申込時に登録したメールアドレス宛別途送付する。
参加の可否は申込フォームに入力すること。

11 選定及び当該事業に関する質疑

- (1) 期 間 公告日から
令和5年2月8日(水)午後5時まで
- (2) 所管課 戸田市教育委員会 教育政策室 教育政策担当 吉村・宇津木
- (3) 方 法 指定の書式(「質問書(様式2)」)に質疑の内容等を簡潔にまとめ、電子メールで所管課まで送信(「14 事業を所管する課」に記載のメールアドレス宛て)
※電話、ファクシミリ、口頭等による質問は受け付けない。期間内厳守
- (4) 回 答 令和5年2月10日(金)午後5時までに、「10 事業説明会の実施」の参加申込時に登録したメールアドレス宛てに送付。なお、ある者から出された質問に対する回答は、公平性の観点から、説明会に参加した他の者にも情報提供することとする。

12 無効又は失格の基準等

- (1) 提案の内容の実現性及び有効性の確認が出来ないときは、提案書を無効とする。
- (2) 提出された提案書が不誠実(提案書のうち提案部分がすべて白紙又は「なし」等の記述のみの場合等)であるときは、提案書を無効とする。
- (3) 提案書の内容が、発注者の定める最低基準を満たさないときは失格とする。
- (4) 提出された提案書に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。ただし、ペナルティ項目については減点として計算する。

13 連携事業候補者の決定後の手続き

- (1) 協定書等の締結に至るための前提条件
内閣府の実証事業(こどもデータ連携実証事業)に本市の提案が採択されること。
- (2) 協定書等の締結について

ア 相手方

選定委員会の評価点数が最低基準以上且つ最も高い事業運営能力を有すると認められる者を協定書等の締結の相手方とし、内閣府の実証事業（こどもデータ連携実証事業）に市が応募する際の連携事業者とする。

イ 仕様等の調整

連携事業候補者決定後速やかに、本市と協定書等の締結の相手方との間で、内閣府の実証事業に応募するにあたっての業務内容及び整備するシステムやデータ分析等に関する仕様等について協議を行い、内容の詳細について合意に達した後、協定書等を締結するものとする。なお、連携事業候補者が辞退、または、条件が合致しないなどの理由で協定書等の締結に至らなかった場合、本市は次点の提案者を協定書等の締結の相手方とすることができるものとする。

また、連携事業候補者の決定から協定書等の締結までの間に、連携事業候補者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合も、同様とする。

ウ 協定書等の内容（案）

- (a) 内閣府の実証事業（こどもデータ連携実証事業）への参加にあたり、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策を始めとした当該実証事業の趣旨や内容を十分に理解し、協力をを行うこと。
- (b) 内閣府の実証事業（こどもデータ連携実証事業）における、効果検証に関して協力やデータ提供を求める可能性があることに了承すること。
- (c) 個人情報等の情報資産の保護に関し必要となる事項。
- (d) その他、内閣府の実証事業に本市の提案が採択された場合に、実証事業の実施のために必要となる事項。

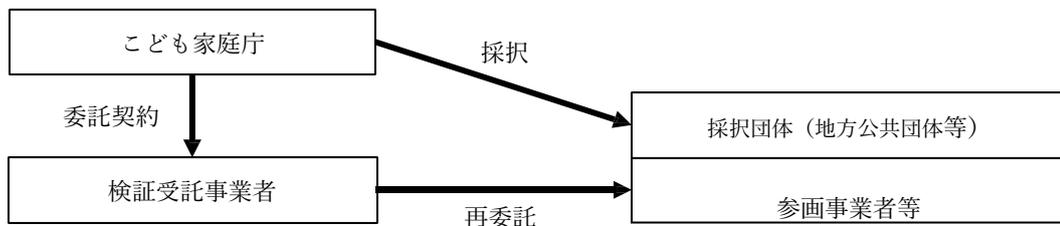
エ 留意事項

- (a) 本市の提案内容を内閣府が確認する過程等で、内閣府との調整により、本市の提案内容の修正等が行われることがある。その結果、後述の内閣府が調達する検証受託事業者との契約における、最終的な業務内容及び整備するシステムに関する仕様等は、協定書等の締結時点に合意した内容とは異なることがある。
- (b) システム構築とデータ分析等の事業者がそれぞれ異なる場合においては、本市の調整のもと、双方が密に連携をとることができること。

(2) 契約について

ア 内閣府が調達する検証受託事業者と、本選定の最優秀提案者である連携事業者等との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、実証の実施に係る業務契約を締結する。

イ 内閣府の公募要領 3-3 実証事業の体制と経費の規模等についての記載より、「採択団体は、検証受託事業者の下で本事業を行う」とあるが、具体的な手続等を含めたその詳細については確定後に別途連絡する。参考に、内閣府の公募要領の図を、以下に抜粋する。



ウ 最終的な業務内容及び整備するシステムに関する仕様等は、協定書等の締結時点に合意した内容とは異なることがあるため、留意すること。

参考に、内閣府の公募要領の記載を、以下に抜粋する。

3-3 実証事業の体制と経費の規模等について

(5) その他

検証受託事業者と採択団体等との契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択事業に係る予算計画書等は、こども家庭庁と検証受託事業者との契約締結までに、採択団体とこども家庭庁が協議の上、内容の修正を行うことがある。

1.4 その他必要があると認める事項

- (1) 提案書に記載された内容については、その後の他の契約において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。
- (2) 参加表明書、提案書の作成及びその提出に要する費用及びプレゼンテーション及び提案書類の審査に要する費用等を含め、その他本選定に参加する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、この選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された提案書は、返却しない。
- (5) 提出後に提案書の修正は認めない。
- (6) 提案書の提案内容に品質等に係る試験等を要するものがある場合で、その費用が発生するときの費用は、提案者の負担とする。
- (7) 受付締切後に到着した提出書類は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって持参又は発送すること。不備を指摘された場合の再提出についても、特別の事情がある場合を除き所定の受付期間と同様とする。また、提出期限を過ぎて提出のない場合は、選定を辞退したものとみなす。

1.5 事業を所管する課

戸田市教育委員会 教育政策室 教育政策担当 吉村・宇津木

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL：048-441-1800（内線332、336）

URL(部署のページ) <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/>

E-mail：kyo-seisaku@city.toda.saitama.jp

1.6 関連資料及びそのリンク

- (1) 内閣府実証事業公募要領
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/kodomo_dataconnection/index.html
※上記のURLで公表されている公募要領は、令和5年度に新たに実証事業に参加する自治体を対象としたものであり、令和4年度デジタル庁実証事業（こどもに関する各種データの連携による支援実証事業）に参画している自治体（戸田市を含む）を対象とした公募要領と、「経費」と「スケジュール」の側面において異なる点に留意すること。
- (2) デジタル庁「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」
<https://www.digital.go.jp/councils/children-data-linkage-team/>
- (3) 教育データの利活用に関するガイドライン（令和4年12月）
<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyo-seisaku-thinktank-advisoryboard3.html>
※上記URL内のページ中ごろに掲載
- (4) 戸田市教育政策シンクタンク第3回アドバイザリーボード（令和4年11月）：資料1-1及び1-2

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyo-seisaku-thinktank-advisoryboard3.html>

- (5) 戸田市教育政策シンクタンク第2回アドバイザリーボード（令和4年7月）：資料1及び参考資料5

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/thinktank-advisoryboard.html>

- (6) 戸田市教育委員会公式note（データ利活用の意義やデータベースの構築の内容について解説）

https://note.com/toda_boe/n/n6a46edc8f8ec?magazine_key=m7366c7eeaac0

